

再生医療等の安全性の確保等に関する法律

再生医療等を提供している医師・歯科医師の皆さまに 幹細胞、多血小板血漿(PRP)、活性化リンパ球など 特定細胞加工物の製造に関する 経過措置終了のお知らせ

平成27年5月24日※まで

※ 法律の施行(平成26年11月25日)前から特定細胞加工物の製造を行っており、平成27年5月25日以降も製造を行う場合、上記期日までに細胞培養加工施設の届出等の手続きを行ってください。

細胞培養加工施設の届出等の手続き



各種申請書作成支援サイト
再生医療等の安全性の確保等に関する法律運用支援システム

厚生労働省
健康局 研究開発推進課

トップページ | 申請について | 当サイトのご利用方法 | 各種申請書の作成 | お問い合わせ

当サイトは、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に関する省令・通知各様式のスムーズな作成を支援するとともに、提出様式の申請状況等を確認することができます。

● 当サイトのご利用方法

各種申請書の作成・申請状況確認

- 各申請関連項目の「提出様式作成」ボタンより、該当する様式を選択して申請書を作成することができます。
- 提出済みの申請書の申請状況は、各申請関連項目の「申請状況確認」ボタンより確認することができます。(受付番号・パスワード)

再生医療等提供計画関連	再生医療等委員会関連	特定細胞加工物製造関連 <small>Application for accreditation of foreign cell processor</small>
● 提出様式作成	● 提出様式作成	● 提出様式作成
● 申請状況確認	● 申請状況確認	● 申請状況確認

関係法令・通知等

各種申請書作成支援サイト
(<https://saiseiryu.mhlw.go.jp/>)
○ 申請書の作成及び申請状況の確認を行うことができます。

- ・医療機関内で製造を行う場合：届出
- ・医療機関以外で製造を行う場合：許可申請
- ・国外で製造を行う場合：認定申請

問い合わせ先



北海道厚生局 健康福祉部医事課 (再生医療担当)
電話：011-709-2311 (内線3945)
FAX：011-709-2709

※今後の手続きについて(再生医療等提供計画の提出が必要です)

- 再生医療等提供計画は、認定再生医療等委員会の意見を聴いた上で、平成27年11月24日までに地方厚生局への提出が必要です。
- なお、法律の施行後、あらたに再生医療等の提供を計画している場合には、あらかじめ手続きが必要です。